

## 岡山県中小企業支援資金融資要領

制 定 平成21年4月1日

最終改正 令和7年10月7日

### (目的)

第1 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成21年岡山県告示第243号。以下「要綱」という。）に基づき、融資制度の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (融資申込の手続き)

第2 融資申込の手続きは、別表第1に定めるところによる。

### (認定申請書等の様式)

第3 要綱第6条に規定する認定申請書等の様式は、様式第1号及び第2号に定めるところによる。

2 要綱第8条に規定する申告書の様式は、様式第5号から第8号まで及び第11号に定めるところによる。

3 要綱別表第7号（融資の対象者欄2）に係る計画書の標準様式は第9号、要綱別表第8号（融資の対象者欄1又は2）に係る指定様式は第10号に定めるところによる。

### (運用基準)

第4 資金の運用基準は、別表第2のとおりとする。

### (ソフトウェア業)

第5 ソフトウェア業のうち、「他人の需要に応じて、プログラムをフロッピーディスク、磁気テープ等有形の媒体に加工した形で、自己の責任で製造するもの」については、「製造業」として取り扱う。

### (金融機関又は保証協会の実績報告)

第6 要綱第11条の規定に基づき金融機関は、様式第3号及び第4号により、融資及び回収の実績を翌月10日までに保証協会に報告するものとする。

2 保証協会は、前項の報告を受けたときは、内容を確認、修正し、遅滞なく知事に報告するものとする。

### (その他)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年9月1日改正）

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

### 附 則（平成21年10月30日改正）

この要領は、平成21年11月2日から施行する。

### 附 則（平成22年3月30日改正）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日改正）  
この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日改正）  
この要領は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成23年3月30日改正）  
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日改正）  
この要領は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成23年6月20日改正）  
この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日改正）  
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日改正）  
この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年1月15日改正）  
この要領は、平成25年1月15日から施行する。

附 則（平成25年3月26日改正）  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日改正）  
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月23日改正）  
この要領は、平成27年2月2日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月28日改正）  
この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日改正）  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日改正）  
この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則（平成28年5月27日改正）  
この要領は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成28年7月8日改正）  
この要領は、平成28年7月8日から施行する。

附 則（平成29年3月21日改正）  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日改正）  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月3日改正）  
この要領は、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成31年 3 月20日改正）  
この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月17日改正）  
この要領は、令和 2 年 2 月25日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月19日改正）  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 1 日改正）  
この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月26日改正）  
この要領は、令和 2 年 5 月26日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日改正）  
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月18日改正）  
この要領は、令和 3 年 5 月18日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月15日改正）  
この要領は、令和 4 年 4 月15日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月28日改正）  
この要領は、令和 4 年 4 月28日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月28日改正）  
この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月27日改正）  
この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月30日改正）  
この要領は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月10日改正）  
この要領は、令和 5 年 3 月15日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月17日改正）  
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月20日改正）  
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

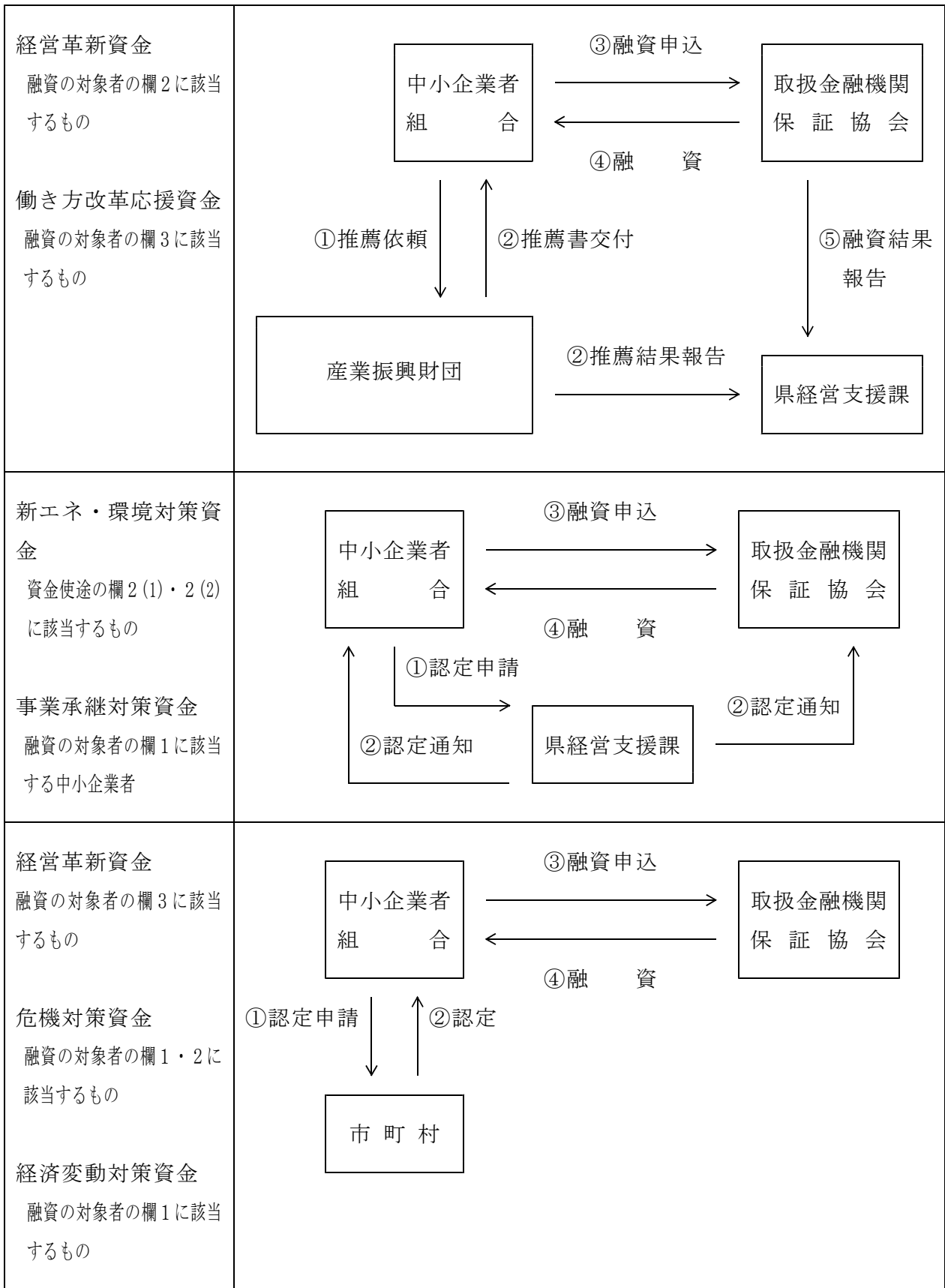
附 則（令和 6 年 6 月21日改正）  
この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

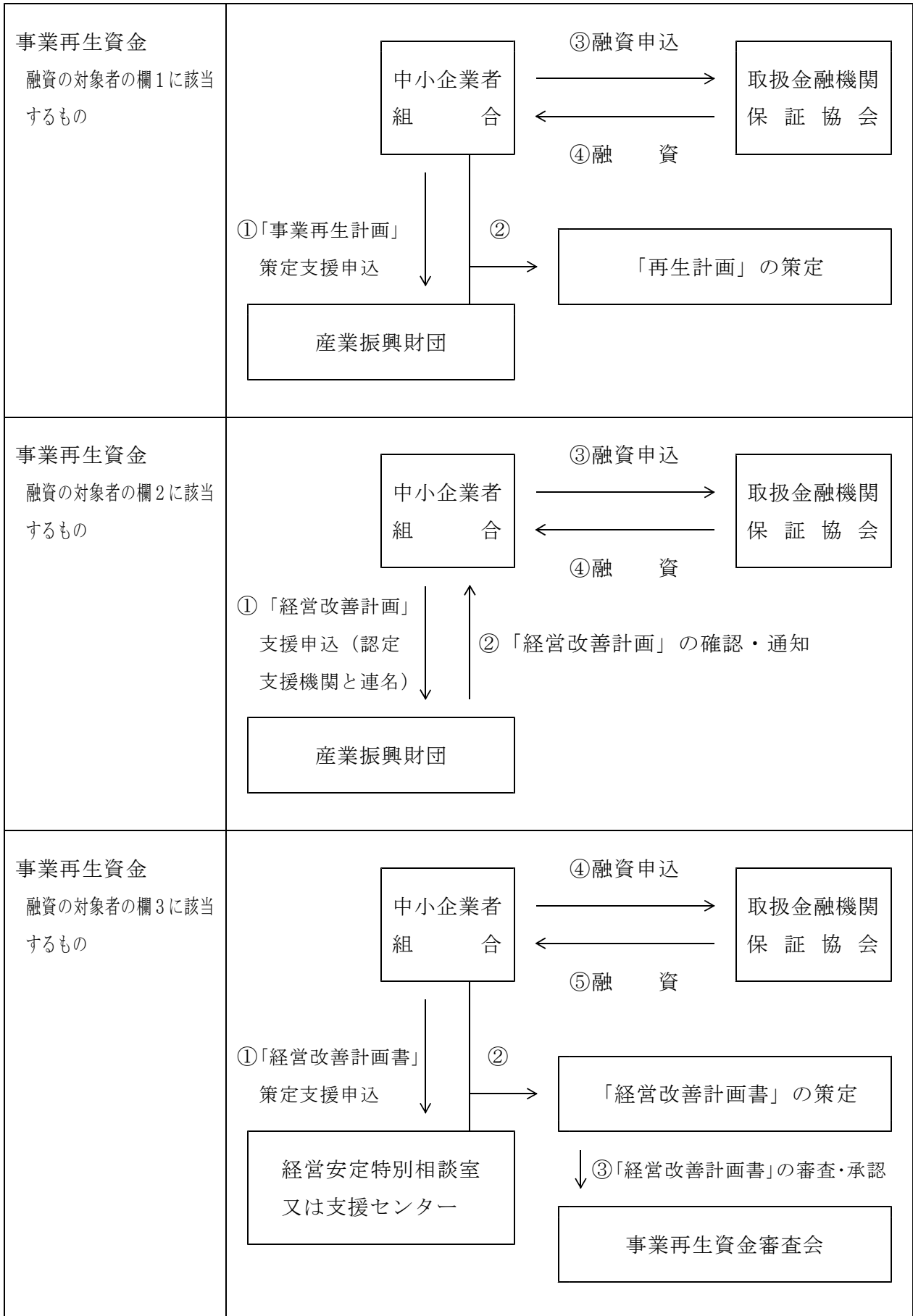
附 則（令和 7 年 3 月18日改正）  
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年10月 7 日改正）  
この要領は、令和 7 年10月 7 日から施行する。

別表第 1

新規創業資金	<p>The diagram illustrates the flow of funds between two entities: '中小企業者 組合' (SME Group) on the left and '取扱金融機関 保証協会' (Financial Institution/Guarantee Association) on the right. An arrow labeled '①融資申込' (① Financing Application) points from the SME Group to the Financial Institution/Guarantee Association. A second arrow labeled '②融資' (② Financing) points from the Financial Institution/Guarantee Association back to the SME Group.</p>
小規模企業支援資金 (一般)	
小規模企業支援資金 (小口零細)	
事業活性化短期資金	
経営革新資金 融資の対象者の欄 1 に該当 するもの	
新エネ・環境対策資 金 資金使途の欄 1 (1)・1 (2) ・2 (3)・2 (4)・2 (5) に 該当するもの	
事業承継対策資金 融資の対象者の欄 2・3 に 該当するもの	
働き方改革応援資金 融資の対象者の欄 1・2 に 該当するもの	
危機対策資金 融資の対象者の欄 3・4・ 5・6 に該当するもの	
経済変動対策資金 融資の対象者の欄 2・3・ 4 に該当するもの	
経営安定資金	
おかやま中小企業再 生支援資金	
協調支援型特別資金	





別表第 2

資 金 の 運 用 基 準

1 共通基準

共通基準
<p>1 融資申込金額の単位は、10万円とする。</p> <p>2 融資を申し込もうとする資金について融資残高がある場合は、融資限度額から融資残高を控除した額まで追加融資申込ができるものとする。</p> <p>3 認定の有効期間は6か月以内とする。</p> <p>4 県外に設置される設備については、原則として融資の対象としない。ただし、個別基準に別に定めがあるものについてはこの限りではない。</p> <p>5 運転資金と設備資金は、融資期間又は据置期間が異なる場合を除き、原則として一口で取り扱うこととする。</p> <p>6 別表の融資条件の欄に掲げる要件は、同表各号に掲げる資金（既往の融資実行している資金を含む。）の種類ごとに、それぞれ同表の融資期間（うち据置期間）の欄に掲げる融資期間を限度として、償還が完了するまで適用する。</p> <p>7 知事が適当と認める場合は、融資条件の変更において、据置期間を延長することができるものとする。</p>

2 個別基準

要綱別表第4号の資金（事業活性化短期資金）
<p>1 融資期間の欄に規定する知事が特に必要と認めたとときは、次のいずれかに該当するものをいい、3年以内において融資期間を延長することができるものとする。</p> <p>(1) 流動資産担保融資根保証の期間満了に際し、変更保証契約による1年間の期間延長を行うもの</p> <p>(2) 1年以内の代金回収が困難となった場合等であって、3年を限度とする確実な返済計画書が提出されたもの</p>

要綱別表第5号の資金（経営革新資金）		
<p>1 新たに実施する事業に要する行政庁の許認可等を取得見込みである場合には、保証協会は、本資金の融資を受けようとする者から、次の様式による誓約書を徴求するものとする。</p>		
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">誓 約 書</td></tr><tr><td>岡山県信用保証協会 御中</td></tr></table>	誓 約 書	岡山県信用保証協会 御中
誓 約 書		
岡山県信用保証協会 御中		

私は、経営革新資金の融資申込時において、新たに実施する事業に要する許認可を取得見込であり、これを取得したときには速やかに貴行（金庫・組合）にその写しを提出します。

令和 年 月 日

事業所所在地  
企業名（商号）  
代表者名  
電話番号  
取得予定許認可名

.....  
上記の件、当行（金庫・組合）が責任をもって管理いたします。

令和 年 月 日

金融機関（支店）名  
支店長

2 融資の対象者の欄2に規定する県が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 「収益性の向上が見込まれる」とは、融資の対象者の欄2の(1)、(2)、(3)又は(4)にあっては、原則として、融資対象事業の付加価値額（営業利益及び人件費、減価償却費の合計をいう。）が、認定の申請時点における直前期末から3年後の決算において6%以上（従業員数101名以上の企業にあっては3%以上）増加すること。
- (2) 融資の対象者の欄2の(1)に規定する「新分野進出」とは、原則として、現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ）で異なる分類の業種への参入をいう。

ただし、経営形態の転換であるものは、含めるものとする。

#### 要綱別表第6号の資金（新エネ・環境対策資金）

1 資金使途の欄1(1)に規定する「新エネルギー利用等」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定するものをいい、次のものが該当する。

- |               |              |              |
|---------------|--------------|--------------|
| (1) バイオマス燃料製造 | (2) バイオマス熱利用 | (3) 太陽熱利用    |
| (4) 温度差熱利用    | (5) 雪氷熱利用    | (6) バイオマス発電  |
| (7) 地熱発電      | (8) 風力発電     | (9) 中小規模水力発電 |
| (10) 太陽光発電    |              |              |

2 資金使途の欄1(2)に規定する「クリーンエネルギー自動車」とは、次のとおりとする。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 電気自動車     | (2) 天然ガス自動車       |
| (3) ハイブリッド自動車 | (4) プラグインハイブリッド車  |
| (5) 水素自動車     | (6) クリーンディーゼル自動車  |
| (7) 電気自動車充電設備 | (8) 自家用天然ガス燃料供給設備 |

3 資金使途の欄2(1)に規定する「公害防止施設」とは、次のとおりとする。



- (1) 汚水防止施設 (2) ばい煙防止施設 (3) 騒音防止施設 (4) 振動防止施設
- (5) 粉塵防止施設 (6) 悪臭防止施設
- (7) 廃棄物処理施設 (排出事業者が自ら処理するための施設に限る。)
- (8) 産業廃棄物の最終処分場 (産業廃棄物処理業者が設置するものを除く。)
- (9) その他知事が必要と認めた施設等

4 資金使途の欄 2 (4)に規定する「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

この法律において「再生資源」とは、「使用済物品等」（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。））又は「副産物」（製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（建設工事）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。））のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5 資金使途の欄 2 (4)に規定する「再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備」とは、次のとおりとする。

業 種	設 備
紙製造業	古紙パルプを製造するために必要な設備
ガラス容器製造業	カレットから不純物を除去するために必要な設備
非鉄金属第二次精錬、精製業	アルミニウムくずを原材料としてアルミニウム二次地金を製造するために必要な設備 ----- または、使用済みの密閉型アルカリ蓄電池を原材料としてフェロニッケル及び酸化カドミウム若しくはカドミウムを製造するために必要な設備
アルミニウム・アルミニウム合金圧延業又は非鉄金属鋳物製造業	アルミニウムくずを原材料としてアルミニウム二次地金を製造するために必要な設備
プラスチック製品製造業	プラスチックの製造に係る設備であって、廃プラスチック類を原材料とするために必要な設備
高炉による製鉄業	スラグをその粒度に応じて破碎するために必要な設備 ----- (水を利用して破碎を行う場合にあつては、脱水装置及び水回収装置を含む。)
製鋼・製鋼圧延業	スラグをその粒度に応じて破碎するために必要な設備 ----- または、電気炉の廃熱を利用して鉄くずから不純物を除去するために必要な設備
上記以外の製造業	再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備

- 6 資金使途の欄 2 (5)に規定する「フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC））使用施設の代替施設の設置又は回収装置等」とは、次のとおりとする。
- (1) 脱フロン類洗浄設備
  - (2) 省フロン類洗浄設備
  - (3) フロン類回収装置（回収容器を含む。）
  - (4) フロン類破壊装置
  - (5) 脱フロン類対応型冷凍空調設備
- 7 融資の対象者として知事の認定を受けようとする者は、様式第 1 号による融資対象者認定申請書を県経営支援課へ提出するものとする。

#### 要綱別表第 7 号の資金（事業承継対策資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。
- ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。
- 2 保証料の欄に規定する知事が別に定める者とは、事業承継特別保証制度要綱に定める事業の承継に対する支援に係る事業を行う者による確認を受けた者とする。

#### 要綱別表第 8 号の資金（働き方改革応援資金）

- 1 融資の対象者の欄 3 に規定する「生産性の向上が見込まれる」とは、設備の導入により、申込時点における直前期末から 3 年後の決算において付加価値額（営業利益及び人件費、減価償却費の合計をいう。）が、次のとおり向上する計画であることをいう。
- (1) サービス産業の場合 3 %（年率平均 1 %）以上
  - (2) 製造業(※)の場合 6 %（年率平均 2 %）以上
- ※従業員数101名以上の企業にあっては、3 %（年率平均 1 %）以上

#### 要綱別表第 9 号の資金（危機対策資金）

- 1 融資の対象者の欄 3 に規定する知事が指定する災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震等異常な自然現象等による災害で、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 「災害救助法」の適用を受けたもの
  - (2) 「激甚災害」の指定を受けたもの
  - (3) その他(1)又は(2)に準ずる災害として知事が特に認めたもの
- 2 知事による災害の指定について
- 中小企業者又は組合が 1 の災害により被害を受けたことが判明したときは、知事は災害を指定し、本資金の適用を関係機関へ通知する。ただし、当該災害により融資の対象者の欄 2 に規定する者に本資金を適用する場合は、この限りではない。

要綱別表第10号の資金（事業再生資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。  
ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

要綱別表第11号の資金（経済変動対策資金）

- 1 融資の対象者の欄2に規定する為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者とは、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 最近3か月間に輸出又は輸入取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、輸出又は輸入取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している者
  - (2) 最近3か月間に輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、輸出入関連企業との取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している者
- 2 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄2に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から、別紙様式第5号又は第6号による申告書を徴求するものとする。
- 3 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄3(1)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から別紙様式第7-1号による申告書を徴求し、また、融資の対象者の欄3(2)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から様式第7-2号による申告書を徴求するものとする。  
なお、最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができるものとする。
- 4 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄4(1)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から別紙様式第8-1号による申告書を徴求し、また、融資の対象者の欄4(2)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から様式第8-2号による申告書を徴求するものとする。
- 5 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。  
ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

要綱別表第12号の資金（経営安定資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。  
ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については

借換の対象としない。

要綱別表第13号の資金（おかやま中小企業再生支援資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。  
ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

要綱別表第14号の資金（協調支援型特別資金）

- 1 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄2に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から、別紙様式第11号による申告書を徴求するものとする。
- 2 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。  
ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

岡山県知事 伊原木 隆太 様

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 新エネ・環境対策資金の融資対象者認定申請書

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成21年岡山県告示第243号）第8条の規定に基づき、新エネ・環境対策資金の融資対象者に該当することについて認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 資本又は出資の総額 千円
- 2 常時使用する従業員の数 人
- 3 現に営む事業の内容
- 4 借入対象事業名
- 5 環境対策計画書（別紙）

#### （添付書類）

- 1 直前期の決算書
- 2 会社経歴書・申立書
- 3 県税の納税証明書
- 4 公害防止施設の整備又は移転について、市町村長の指導を受けた者にあつては、指導状況を記した市町村長の意見書
- 5 公害関係法令等に基づく届出書等の写し（ただし、公害関係法令等に基づく規制を受けない場合は、これに準ずるもの）
- 6 その他知事が必要と認める書類

年度 第 号
--------

新エネ・環境対策資金の融資対象に該当する中小企業者（組合）として認定します。  
なお、本書の有効期間を認定の日から6か月としますので、有効期間内に融資を受けてください。  
令和 年 月 日

(別紙)

## 環境対策計画書

1 融資希望対象 ※該当する番号に○をしてください。

1 汚水防止施設等の公害防止施設の整備
2 公害防止が困難な工場等の移転

2 施設を設置又は改善しようとする工場等について

施設を設置又は改善しようとする場所		用途 地域	
(工場等移転の場合) 移転後の場所		用途 地域	
公害発生の状況及び 苦情の状況			

3 環境対策計画について

計画の概要（設置又は改善施設の名称、用途及び能力等についても記載する。）	
(工事等予定：着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日)	
当該計画による効果	
計画に伴い予想される 周辺環境への影響と その防止対策	

4 資金計画

所要経費内訳		資金調達内訳	
経費区分	金額	調達先	金額
		本資金融資希望額	
		自己資金	
		国・地方公共団体の補助金	
		公的融資	
		民間金融機関からの融資	
その他( )			
合計		合計	

5 添付図書

- (1) 資金使途がわかるもの（契約書、見積書、仕様書等）
- (2) 工場等の位置図、配置図及び付近見取り図等
- (3) 設置施設の仕様書、構造図等
- (3) その他

公益財団法人岡山県産業振興財団理事長 様

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 経営革新資金に係る融資対象事業計画推薦依頼書

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成21年岡山県告示第243号）第8条の規定に基づき、融資対象事業計画について推薦を受けたいので、下記のとおり申込みます。

#### 記

1 対象要件 ※該当する要件にレ点を記入すること。

<input type="checkbox"/> 第1号要件	新分野進出、新商品・新サービスの開発・提供、販路開拓、取引拡大等
<input type="checkbox"/> 第2号要件	自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材
<input type="checkbox"/> 第3号要件	繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・CLT（直交集成材）関連
<input type="checkbox"/> 第4号要件	インバウンド（外国人誘客）等の観光関連

2 企業概要

資本金	万円	従業員数	人
開業年	個人・法人	年	
業種			
【自社の強み・弱み・課題・問題点】			

3 業界動向

--

4 借入金残高（直近期末）

（単位：千円）

	残高	年間返済額	借入先
政府系金融機関			
民間金融機関			
その他金融機関			
役員等借入			
合計			

5 財務内容

--

6 経営計画及び資金計画

(単位：千円)

	直近期末 年 月期	1年後 年 月期	2年後 年 月期	3年後 年 月期
①売上高				
②売上原価				
③売上総利益 (①-②)				
④販売費及び一般管理費				
⑤営業利益				
⑥営業外費用				
⑦経常利益 (⑤-⑥)				
⑧人件費				
⑨設備投資額				
⑩運転資金				
⑪減価償却費				
普通償却額				
特別償却額				
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	A			B
⑬資金 調達額 (⑨+⑩)	政府系金融機関借入			
	民間金融機関借入			
	自己資金			
	その他 ( )			
合 計				

※6%以上(従業員数101名以上の企業にあつては3%以上)増加すること 

B/A	%
-----	---

7 設備投資計画

【設備投資の内容及び必要な理由・背景】
【既存設備・事業との相違点、市場ニーズ・ターゲット・成長性】

設備投資計画

(単位：千円)

機械装置名称 (導入年度)	単 価	数 量	金 額
( 年 月期)			
( 年 月期)			
合 計			

運転資金計画

(単位：千円)

年 度	金 額	内 訳
年 月期		
年 月期		
年 月期		
合 計		

【添付書類】 内容を確認できる書類 (企業のパンフレット、直近の決算書・試算表、設備の見積書・パンフレット等)



公益財団法人岡山県産業振興財団理事長 様

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 働き方改革応援資金（人手不足解消）に係る融資対象事業計画推薦依頼書

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成21年岡山県告示第243号）第8条の規定に基づき、融資対象事業計画について推薦を受けたいので、下記のとおり申込みます。

#### 記

#### 1 企業概要

資本金	万円	従業員数	人
開業年	個人・法人 年		
業種			

#### 2 当社における人手不足の状況及び設備導入の必要性

--

#### 3 借入金残高（直近期末）

（単位：千円）

	残高	年間返済額	借入先
政府系金融機関			
民間金融機関			
その他金融機関			
役員等借入			
合計			

#### 4 設備投資計画

<b>【設備投資の内容及び期待される人手不足解消の効果】</b>
----------------------------------

5 経営計画及び資金計画

(単位：千円)

	直近期末 年 月 期	1年後 年 月 期	2年後 年 月 期	3年後 年 月 期
①売上高				
②売上原価				
③売上総利益 (①-②)				
④販売費及び一般管理費				
⑤営業利益				
⑥営業外費用				
⑦経常利益 (⑤-⑥)				
⑧人件費				
⑨設備投資額				
⑩運転資金				
⑪減価償却費				
普通償却額				
特別償却額				
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	A			B
⑬資金 調達額 (⑨+⑩)	政府系金融機関借入			
	民間金融機関借入			
	自己資金			
	その他 ( )			
合 計				

※以下のいずれかの要件を満たすこと

(1) サービス産業の場合            3% (年率平均1%) 以上向上すること    B/A            %

(2) 製造業(※)の場合                6% (年率平均2%) 以上向上すること    B/A            %

※従業員数101名以上の企業にあつては、3% (年率平均1%) 以上向上すること

【添付書類】 内容を確認できる書類 (企業のパンフレット、直近の決算書・試算表、設備の見積書、パンフレット等)

6 働き方改革応援に関する当社の認定等の状況 (該当項目にレ点を付けてください。)

- おかやま子育て応援宣言企業
- 晴れの国から「健活企業」
- 若者雇用促進法の「ユースエール」認定企業
- 女性活躍推進法の「えるぼし」認定企業
- 次世代育成支援対策推進法の「くるみん」認定企業
- 「健康経営優良法人」(経済産業省)の認定企業
- その他上記に準じた認定等 ( ) ※括弧内に記入ください。

〔令和 年 月分〕

（取扱金融機関名 ）

（単位：千円）

融 資 制 度 名	前 月 末 残 高		本 月 中 融 資 額		本 月 中 回 収 額		本 月 中 所 定 年 数 経 過 分		本 月 末 残 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
新規創業資金										
小規模企業支援資金（一般）										
小規模企業支援資金（小口零細）										
事業活性化短期資金										
経営革新資金										
新エネ・環境対策資金										
事業承継対策資金										
働き方改革応援資金										
危機対策資金										
危機対策資金（感染症関連・危機関連保証） ※新型コロナウイルス感染症対応										
危機対策資金（新型コロナ特別対応）										
危機対策資金（危機関連） S N 4号適用 ※平成30年7月豪雨対応										
危機対策資金（知事特認） ※平成30年7月豪雨対応	責任共有対象									
	責任共有対象外									
新型コロナウイルス感染症 対応資金 ※令和2年10月2日までに 信用保証協会が保証の申 込を受け付け、かつ、融 資実行の日から3年を経 過したもののみ	責任共有対象 （特例該当）									
	責任共有対象 （特例該当なし）									
	責任共有対象外									
事業再生資金										
経済変動対策資金	下記以外									
	感染症影響									
	原油高等特別対応									
経営安定資金										
おかやま中小企業再生支援資金										
協調支援型特別資金	下記以外									
	米関関税特別対応									
合 計										

（注）「特例該当」とは、令和2年5月1日付け経第99号「新型コロナウイルス感染症対応資金における取扱について（通知）」の1から5までのいずれかに該当することをいう。

（参考）次の資金については、融資した対象者の件数を記入すること。

資金名	件数 記入欄	融 資 対 象
事業承継 対策資金		① 経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者等（代表者含む）
		② 事業承継計画に従い事業承継を行う中小企業者等
働き方改革 応援資金		① 子育て支援、健康経営等に取り組む中小企業者
		② 職場環境の充実に取り組む中小企業者
		③ 生産性向上のため省力化設備を導入する中小企業者

（注1） 本月中の融資実行がない場合、様式第4号の提出は不要。右記に赤丸をつけること。

様式第4号：有・無

（注2） 本月中所定年数経過分には、融資実行の日から次の年数が経過したものを記入する。

3年：新型コロナウイルス感染症対応資金、危機対策資金（新型コロナ特別対応）、おかやま中小企業再生支援資金

2年：経済変動対策資金（原油高等特別対応）

（令和 年

月分）

（取扱金融機関名

）（単位：千円）

融 資 制 度 名	区 分	責任共有	前 月 末 残 高		本 月 中 回 収 額		本 月 末 残 高		
			件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
小規模企業支援資金（一般）	保証付き	対象							
		対象外							
小規模企業支援資金（小口零細）	保証付き	対象外							
新規創業資金（平成25年度までの融資分）	保証付き	対象外							
新規創業資金（平成26年度以降29年度までの融資分）	保証付き	対象外							
事業再生資金	保証付き	対象							
		対象外							
経済変動対策資金	保証付き	対象							
		対象外							
経済変動対策資金（災害）	保証付き	対象							
		対象外							
経営安定資金	保証付き	対象							
		対象外							
経営革新資金（平成25年度までの融資分）	保証付き	対象							
経営革新資金（平成26年度以降29年度までの融資分）	保証付き	対象							
		対象外							
	その他								
新エネルギー導入促進資金 （平成28年度までの融資分）	保証付き	対象							
		対象外							
	その他								
自動車関連企業サポート資金	保証付き	対象							
		対象外							
廃止済資金及び新規申込中止資金（残高カバー分）	小規模企業特別対策資金	保証付き	対象外						
		保証付き	対象						
	経済変動対策資金（災害関連）	保証付き	対象						
		保証付き	対象外						
	製造業設備投資サポート資金	保証付き	対象						
		保証付き	対象外						
		その他							
	中小企業振興資金	小規模企業対策資金	保証付き	対象					
			保証付き	対象外					
		設備改善資金	保証付き	対象					
保証付き			対象外						
安定対策資金	保証付き	対象							
	保証付き	対象外							
中小企業経営安定特別対策資金	連鎖倒産防止等対策資金	保証付き	対象						
		保証付き	対象外						
経営改善対策資金	保証付き	対象							
	保証付き	対象外							
中小企業経営革新等支援資金	保証付き	対象							
		対象外							
合 計	保証付き	対象							
		対象外							
	その他								
	計								

様式第4号 岡山県中小企業者向け融資制度に係る新規融資実行報告書（平成30年4月1日以降の融資分）

〔令和 年 月分〕 (取扱金融機関名 ) (単位：千円、%)

融資制度名	融資先企業名	融資先企業の所在市町村	融資金額	融資実行年月日	最終償還期日	信用保証協会の保証の有無	備考
新規創業資金							
小規模企業支援資金（一般）							
小規模企業支援資金（小口零細）							
事業活性化短期資金							
経営革新資金							
新エネ・環境対策資金							
事業承継対策資金							
働き方改革応援資金							
危機対策資金							
事業再生資金							
経済変動対策資金							
経営安定資金							
おかやま中小企業再生支援資金							
協調支援型特別資金							

- (注1) 新規創業資金については、スタートアップ創出促進保証の場合には備考欄に「スタートアップ」と記入すること。
- (注2) 小規模企業支援資金について、一括償還の場合には備考欄に「一括」と記入すること。
- (注3) 事業承継対策資金、働き方改革応援資金については、備考欄に融資対象者の番号を記入すること。
- (注4) 危機対策資金については、様式第3-1号の区分に応じ、備考欄に「危機関連」と記入すること。
- (注5) 経済変動対策資金については、原油高等特別対応の場合には備考欄に「原油高等特別対応」と記入すること。
- (注6) 協調支援型特別資金については、米国関税特別対応の場合には備考欄に「米国関税特別対応」と記入すること。
- (注7) 五十音順に記載すること。
- (注8) 記載欄の過不足は適宜調整し、提出枚数を最小限にすること。

取扱金融機関の長 様  
岡山県信用保証協会会長

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 為替相場変動影響申告書

当社は、次のとおり、最近3か月間に輸出又は輸入取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、為替相場の変動の影響により輸出又は輸入取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少していることに相違ありません。

#### 記

1 輸出又は輸入取引の概要及び為替相場変動の影響（具体的に）

--

2 最近3か月間に輸出又は輸入取引が売上高の20%以上を占める月がある。

区 分	売上高 A	うち輸出入取引分 B	割合 B/A*100
1 か月間の売上高（ 月分）			%

3 輸出又は輸入取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している。

区 分	今年 A	前年 B	減少値 B-A
最近3か月間の平均売上高(※)			

※輸出入取引における最近3か月間の平均売上高には最近3か月間に生じた為替差損相当額を含めることができる。

#### 【添付書類】

内容を確認できる書類（試算表、関連帳簿の写し、取引先別の売上高のわかる資料、企業のパンフレットなど）

取扱金融機関の長 様  
岡山県信用保証協会会長

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 為替相場変動影響申告書

当社は、次のとおり、最近3か月間に輸出入関連企業（※）との取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、為替相場の変動の影響により輸出入関連企業（※）との取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少していることに相違ありません。

※輸出入関連企業：概ね1年以内において輸出入取引を行っている事業者

#### 記

1 輸出入関連企業との取引の概要及び為替相場変動の影響（具体的に）

--

2 最近3か月間に輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上を占める月がある。

区 分	売上高 A	うち輸出入関連企業との取引分 B	割合 B/A*100
1 か月間の売上高 ( 月分)			%

3 輸出入関連企業との取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している。

区 分	今年 A	前年 B	減少値 B-A
最近3か月間の平均売上高			

#### 【添付書類】

内容を確認できる書類（試算表、関連帳簿の写し、取引先別の売上高のわかる資料、企業のパンフレットなど）

取扱金融機関の長 様  
岡山県信用保証協会会長

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、\_\_\_\_\_業を営んでいるが、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じています。

記

売上高等（平均売上額又は平均販売数量）の減少		
$\frac{B - A}{B} \times 100 \geq 5\%$		減少率 _____ % (適・否)
A	申込時点における最近3か月間の月平均売上額等	円
B	Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上額等	円

※経済変動対策資金の融資対象者3(1)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。



取扱金融機関の長 様  
岡山県信用保証協会会長

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、下記のとおり（①売上総利益率 ・ ②営業利益率）が減少しているため、経営の安定に支障が生じています。

記

① 売上総利益率の減少 (※売上総利益率…売上総利益÷売上高×100)		
$B - A \geq 5\%$		減少率 _____ % (適・否)
A	申込時点における最近3か月間の月平均売上総利益率	%
B	Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上総利益率	%

② 営業利益率の減少 (※営業利益率…営業利益÷売上高×100)		
$D - C \geq 5\%$		減少率 _____ % (適・否)
C	申込時点における最近3か月間の月平均営業利益率	%
D	Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均営業利益率	%

※上記①・②のいずれかを記入すること。

※経済変動対策資金の融資対象者3(2)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。

取扱金融機関の長  
岡山県信用保証協会 会長 様

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、\_\_\_\_\_業を営んでいるが、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じています。

記

売上高等（売上額又は販売数量）の減少（適・否） ※①・②ともに適であること		
$\frac{B - A}{B} \times 100 \geq 5\%$		①減少率 _____ %（適・否）
A	申込時点における最近1か月の売上高等	円
B	Aの期間に対応する前年の1か月の売上高等	円
$\frac{D - C}{D} \times 100 \geq 5\%$		②減少率 _____ %（適・否）
C	申込時点における最近1か月の売上高等とその後の2ヶ月の見込みを含む3か月間の月平均売上高等	円
D	Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高等	円

※経済変動対策資金の融資対象者4(1)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。

取扱金融機関の長  
岡山県信用保証協会 会長 様

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、下記のとおり（(1)売上総利益率 ・ (2)営業利益率）が減少しているため、経営の安定に支障が生じています。

記

(1) 売上総利益率の減少 (売上総利益率…売上総利益÷売上高×100) (適・否)		※①・②ともに適であること
$\frac{B - A}{B} \times 100 \geq 5\%$		①減少率 _____ % (適・否)
A	申込時点における最近1か月の売上総利益率	%
B	Aの期間に対応する前年の1か月の売上総利益率	%
$\frac{D - C}{D} \times 100 \geq 5\%$		②減少率 _____ % (適・否)
C	申込時点における最近1か月の売上総利益率とその後の2ヶ月の見込みを含む3か月間の月平均売上総利益率	%
D	Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上総利益率	%

(2) 営業利益率の減少 (営業利益率…営業利益÷売上高×100) (適・否)

※①・②ともに適であること

$\frac{B - A}{B} \times 100 \geq 5\%$		①減少率 _____ % (適・否)
A	申込時点における最近1か月の営業利益率	%
B	Aの期間に対応する前年の1か月の営業利益率	%
$\frac{D - C}{D} \times 100 \geq 5\%$		②減少率 _____ % (適・否)
C	申込時点における最近1か月の営業利益率とその後の2ヶ月の見込みを含む3か月間の月平均営業利益率	%
D	Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均営業利益率	%

※上記(1)・(2)のいずれかを記入すること。

※経済変動対策資金の融資対象者4(2)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。

## 事業承継対策資金に係る事業承継計画書

1 承継する事業の概要

企業名(屋号)		代表者名	
本店所在地			
資本金		従業員数	決算期
創業年月	個人・法人		年 月
事業内容	業種名		
	製品(商品)名		
	年間売上高		
株主構成・ 出資比率等		%	%
		%	%
借入金の状況			

2 事業承継の計画 (承継後の申込みの場合は「事業承継の経過・内容」)

承継の区分	<input type="checkbox"/> 親族内承継 (続柄: ) <input type="checkbox"/> 役員・従業員承継 (役職: ) <input type="checkbox"/> 第三者承継 (具体的に: )		
承継の形態	<input type="checkbox"/> 法人の代表者交代 <input type="checkbox"/> 事業の全部譲渡 <input type="checkbox"/> 事業の一部譲渡(具体的に: )		
承継の経緯・理由 (目的・効果等)			
承継に係る スケジュール	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
譲渡される ※ 資産・負債の内容			

※法人の代表者交代の場合は記入不要

3 資金計画

(1) 事業承継に係る資金計画(承継から1年分、承継後の申込の場合は今後1年分を記入)

(単位:千円)

調達の 内訳	当該借入金		支出の 内訳	土地建物購入費		
	その他の借入金計			機械器具備品購入費		
	内 訳				商品材料等仕入代	
					人件費	
					その他の費用計	
	自己資金			内 訳		
	その他 ( )					
合計		合計				

(2) 今回申込に係る資金使途

※本様式については、標準様式につき、既存で作成した「事業承継計画」がある場合は、当該計画を添付しても差し支えない。

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

働き方改革応援資金（時短・子育て応援等）に係る融資対象事業計画書（イ）

1 企業概要

資本金	万円	従業員数	人
開業年	個人・法人	事業内容	
業種	年		

2 融資を受けて取り組む事業内容 ※該当する内容にレ点を記入すること。

<input type="checkbox"/>	労働時間の短縮	<input type="checkbox"/>	休暇の取得	<input type="checkbox"/>	子育て応援	<input type="checkbox"/>	健康経営
<input type="checkbox"/>	女性活躍	<input type="checkbox"/>	若者雇用	<input type="checkbox"/>	その他働き方応援に向けた取組		

3 上記「2」の具体的な内容及び見込まれる効果

4 資金計画

(単位：千円)

	自己資金	本制度借入金	その他( )	計
設備資金				
運転資金				
合計				

5 働き方改革応援に関する当社の認定等の状況（該当項目にレ点を付けてください。）

- おかやま子育て応援宣言企業
- 晴れの国から「健活企業」
- 若者雇用促進法の「ユースエール」認定企業
- 女性活躍推進法の「えるぼし」認定企業
- 次世代育成支援対策推進法の「くるみん」認定企業
- 「健康経営優良法人」（経済産業省）の認定企業
- その他上記に準じた認定等（ ）※括弧内に記入ください。

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

働き方改革応援資金（職場環境の充実）に係る融資対象事業計画書（口）

1 企業概要

資本金	万円	従業員数	人
開業年	個人・法人	年	事業内容
業種			

2 融資を受けて取り組む事業（施設・設備の整備）内容 ※該当する内容にレ点を記入すること。

<input type="checkbox"/>	事業所内託児施設の設置	<input type="checkbox"/>	休憩室の設置	<input type="checkbox"/>	禁煙・分煙施設の設置
<input type="checkbox"/>	その他職場環境の充実を図る取組（ ）				

3 上記「2」の具体的な内容及び見込まれる効果

※整備する施設、設備の事業費の見積書の写し及び図面その他の書類を添付してください。

4 資金計画

（単位：千円）

	自己資金	本制度借入金	その他（ ）	計
設備資金				
運転資金				
合計				

5 働き方改革応援に関する当社の認定等の状況（該当項目にレ点を付けてください。）

- おかやま子育て応援宣言企業
- 晴れの国から「健活企業」
- 若者雇用促進法の「ユースエール」認定企業
- 女性活躍推進法の「えるぼし」認定企業
- 次世代育成支援対策推進法の「くるみん」認定企業
- 「健康経営優良法人」（経済産業省）の認定企業
- その他上記に準じた認定等（ ）※括弧内に記入ください。

取扱金融機関の長 様  
岡山県信用保証協会会長

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 協調支援型特別資金の融資対象要件に係る申告書

当社（私）は、次のとおり、米国の関税措置の影響を受けた又は受けることが見込まれることに相違ありません。

記

米国の関税措置が事業活動に与える影響（見込みを含む）を簡潔に記入

--